

様式第9

特定建設作業実施届出書

年 月 日

奈良市長 殿

住所

届出者 氏名

電話番号

〔氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名〕

特定建設作業を実施するので、〔騒音規制法〕第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。
〔振動規制法〕

建設工事の名称				
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類				
特定建設作業の種類				
特定建設作業に使用される騒音/振動規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様				
特定建設作業の場所				
特定建設作業の実施の期間	自 年 月 日	至 年 月 日	日間	
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自 時	至 時		時間
騒音 / 振動の防止の方法	別紙のとおり			
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	電話番号			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	電話番号			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号			
※ 受 理 年 月 日				
※ 審 査 結 果				

- 備考
- この届出書は、騒音/振動規制法施行令別表第2に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。
 - 特定建設作業の種類欄には、騒音/振動規制法施行令別表第2に掲げる作業の種類を記載すること。
 - 特定建設作業の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
 - 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄の記載にあつては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
 - ※印の欄には、記載しないこと。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別 紙

(騒音・振動)防止の方法

特定建設作業名 () を使用する作業

該当する事項について、○印をしてください。

		項 目	内 容
建設機械・工法に係る措置	作 業	① 使用する建設機械について	1. 低騒音・低振動型建設機械 2. 標準型建設機械 3. その他 ()
		② 標準型建設機械を使用する場合、その選定の理由について	1. 低公害型の開発普及が十分でない 2. 短期間 3. 小規模作業 4. 敷地大 5. 資金面 6. 周辺に民家なし 7. その他 ()
		③ 採用する工法について	1. 低公害型工法 2. 標準型工法 3. その他 ()
		④ 標準型工法を採用する場合、その選定の理由について	1. 該当する低公害型工法なし 2. 施工上困難 3. 短期間 4. 資金面 5. 周辺に民家等なし 6. 敷地大 7. その他 ()
公害防止対策	措 置	⑤ 公害防止の対策内容について	1. 防音塀 2. 防音シート 3. 防音パネル 4. 防音カバー 5. 動力源の適正配置 6. 作業時間帯の配慮 7. その他 ()
		⑥ 対策範囲について	1. 防音塀 (㊦現場周囲全部 ㊧民家側全て ㊨民家側一部 ㊩機械周囲) 2. 防音シート (㊦現場周囲全部 ㊧民家側全て ㊨民家側一部 ㊩機械周囲) 3. 防音パネル (㊦現場周囲全部 ㊧民家側全て ㊨民家側一部 ㊩機械周囲) 4. 防音カバー (㊦現場周囲全部 ㊧民家側全て ㊨民家側一部 ㊩機械周囲)
		⑦ 対策を講じない場合、その理由	1. 周辺に民家等なし 2. 短期間 3. 小規模作業 4. その他 ()
工事現場における措置	措 置	⑧ 苦情発生時の処理体制	1. 現場責任で対応 (責任者氏名: 連絡先:) 2. 本社責任で対応 (責任者氏名: 連絡先:) 3. その他 ()
		⑨ 工事現場での措置について	1. 防音対策の強化[防音塀・防音シート・防音パネル・防音カバー] 2. 作業時間・曜日等の変更 3. 工法・建設機械の変更 4. 動力源の適正配置 5. 苦情者に誠意をもって説明 6. その他 ()
		⑩ 現場周辺のパトロールの実施	1. 定期的実施 2. 随時実施
その他		⑪ 周知の方法	1. 説明会 (年 月 日開催、出席人数 名) 2. 地元役員等折衝 3. 各戸説明 4. 立て看板 5. 周知文配布 6. その他 ()

建築物・工作物を解体・改造・補修する場合、提出してください

石綿事前調査実施状況確認書

①～③はすべての建築物・工作物の解体・改修工事に必要です。

④～⑤は以下の要件に該当する場合に必要です。(該当要件に☑)

- 解体部分の延べ床面積が 80 平方メートル以上の建築物の解体工事
- 請負代金が税込 100 万円以上の建築物の改修工事
- 請負代金が税込 100 万円以上の環境大臣が定める工作物の解体または改修工事
環境大臣が定める工作物

(1)反応槽、(2)加熱炉、(3)ボイラー及び圧力容器、(4)配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）、(5)焼却設備、(6)煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備は除く。）、(7)貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）、(8)発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）、(9)変電設備、(10)配電設備、(11)送電設備（ケーブルを含む。）、(12)トンネルの天井板、(13)プラットホームの上家、(14)遮音壁、(15)軽量盛土保護パネル、(16)鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板

	項目	年月日	根拠法令
①	石綿の事前調査の実施（予定）日	年 月 日	大気汚染防止法第 18 条の 15 第 1 項、第 4 項 石綿障害予防規則 第 3 条第 1 項
②	発注者への書面交付による説明（予定）日	年 月 日	大気汚染防止法第 18 条の 15 第 1 項
③	事前調査結果と作業内容の掲示板の作成	未 ・ 済	大気汚染防止法第 18 条の 15 第 5 項 石綿障害予防規則 第 3 条第 6 項
④	奈良労働基準監督署への届出（予定）日	年 月 日	石綿障害予防規則 第 4 条の 2
⑤	保健・環境検査課への届出（予定）日	年 月 日	大気汚染防止法第 18 条の 15 第 6 項

④～⑤は原則として、『石綿事前調査結果報告システム』において行ってください。